

平成29年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年3月28日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	教育支援担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	10号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	11号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	12号	東京都北区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部改正	承認
4	13号	東京都北区立図書館処務規程の一部改正	承認
5	14号	東京都北区男女共同参画センター処務規程の一部改正	承認
6	15号	東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則	承認
7	16号	東京都北区教育未来館処務規則の一部を改正する規則	承認
8	17号	東京都北区立教育相談所処務規則の一部を改正する規則	承認
9	18号	東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則	承認
10	19号	東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正	承認
11	20号	東京都北区立認定こども園条例施行規則	承認
12	21号	東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則	承認
13	22号	東京都北区立認定こども園処務規程	承認

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
14	23号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正	承認
15	24号	東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正	承認
16	25号	東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	承認
17	26号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
18	27号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
19	28号	東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
20	29号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
21	30号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
22	31号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一	承認
23	32号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正	承認
24	33号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認
25	34号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
26	35号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
27	36号	「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」の策定について	承認
28	37号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
29	38号	東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
30	15号	北区と協力協定を締結している近隣大学生の文化センター利用時の取扱いについて	了承
31	16号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成29年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年3月28日(火) 13:30

清正教育長

出席委員は定足数に達していますので、会議は成立しています。
これより、平成29年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
日程第1、第10号議案、「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、第11号議案、「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」及び日程第3、第12号議案、「東京都北区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部改正」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第10号議案から第12号議案まで一括してご説明をさせていただきます。これらの議案につきましては、平成29年度組織改正等に係る規則及び規程の改正となります。

最初に第10号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」をごらんいただきたいと存じます。恐れ入りますが表紙から3枚おめくりいただきまして、4ページの説明欄をごらんください。

子ども未来部の組織改正並びに施設の新設、こちらは認定こども園、児童館、保育園等になります。施設の新設及び改廃に伴う規定整備を行うため、こちらの規則案を提出するものでございます。

5ページから新旧対照表となっております。改正後が上段で、現行が下段ということでそれぞれ変更させていただく部分に傍線を引かせていただいております。

まず第二条でございます。保育課の保育係をお示しの保育運営係、私立保育園係にする改正。また、第十三条では、認定こども園の設置に伴う改正。

そして6ページをお開きいただきますと、子ども未来部の項で、保育課の組織改正にかかる改定、7ページの4行目、男女いきいき推進課の項で、男女共同参画センターの名称変更に伴う改正となります。

その次の行から10ページまでが別表ということで、幼保連携型認定こども園、児童館、保育所の新設及び廃止に係る改正並びに「男女共同参画センター」から「北区スペースゆう」への名称変更の改正となります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則の施行期日は4月1日からでございます。

次に第11号議案をお取りいただきたいと存じます。「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」です。2枚おめくりいただきまして、左の3ページ、説明欄をごらんいただきたいと存じます。

東京都北区立認定こども園の設置及び東京都北区男女共同参画センターの名称変更に伴う規定整備を行うため、これらの規則案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、4ページをお開きください。こちらも新旧対照表でござい

ます。別表1及び別表2となります。それぞれ変更の部分は傍線を引かせていただいておりますとともに、公印等の変更につきまして、お示しのとおりの方とさせていただきます。

恐れ入りますが、また3ページにお戻りいただきまして、付則でございます。施行期日は平成29年4月1日からでございます。

次に第12号議案、こちらをお取りいただきたいと存じます。「東京都北区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部改正」でございます。こちら2枚おめくりいただきまして、2ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。東京都北区立認定こども園の設置に伴う規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。恐れ入りますが、3ページをごらんください。新旧対照表で、こちら上段が改正後で、現行が下段となっております。なお、今回区立認定こども園を新たに規定するとともに、区立図書館を事業所(何々)と読みかえるなど、区長部局の書式に合わせて記載の仕方を整備しているところでございます。ただし書きの記載につきましても、同様の趣旨での改正となっております。

恐れ入りますが、2ページをごらんいただきますと、冒頭が付則の施行期日となりまして、平成29年4月1日からの施行でございます。

以上、第10号議案から第12号議案のご説明となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。3件の議案につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。3件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、第10議案から第12号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

日程第4、第13号議案、「東京都北区立図書館処務規程の一部改正」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

それでは、第13号議案、「北区立図書館処務規程の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

中央図書館の事務分担の変更及び介護時間の新設に伴う処務規程の一部改正でございます。本日配付させていただきました13号議案参考資料をごらんいただきたいと存じます。

1の事務分担変更の目的でございます。二つございます。

一つは、レファレンス・選書・書架整理等の専門性の高い図書業務を多くの職員が担うことで専門性の高い職員の育成を図るものでございます。

二つ目は、係ごとのサービス対象を明確化することで職員の目的意識を高め、執行体制の効率化を図るものでございます。

2の事務分担の変更の概要でございます。現在、図書係は主に専門性の高い図書業務全般を担当してございます。事業係やボランティア団体との協働及び学校図書館支援に関する事務を担当してございます。変更後は図書係のサービス対象を「子ども以外」の一般とし、事業係のサービス対象を「子ども」とし、両係で専門性の高い事務を担っていくものでございます。イメージといたしまして、裏面をごらんいただきたいと存じます。

変更後を黒い枠でお示ししてございますように、図書係は子ども以外の一般をサービス対象として、一般図書の選書、書架整理などの専門性の高い業務を担ってまいります。事業係は子どもをサービス対象とし、主に児童書の選定、書架整理等の専門性の高い図書業務を担ってまいります。また、現在担当しております学校図書館支援に関する事務などを明文化するものでございます。

表面に戻っていただきまして、4の処務規程改正の時期でございます。平成29年4月1日からでございます。ただし、介護時間の改正規定につきましては、平成29年3月29日でございます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に日程第5、第14号議案、「東京都北区男女共同参画センター処務規程の一部改正」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

男女いきいき
推進課長

教育長

清正教育長

男女いきいき推進課長

男女いきいき
推進課長

それでは、第14号議案、「東京都北区男女共同参画センター処務規程の一部改正」について、ご説明をさせていただきます。

議案の資料でございますが、1枚おめくりいただきまして議案書の1ページの説明欄をごらんください。東京都北区男女共同参画センターの名称変更に伴う規定整備を行うため、この訓令案を提出させていただくものでございます。

次に2ページの新旧対照表をごらんください。まず、規程の名称でございますが、現行の東京都北区男女共同参画センター処務規程を改正後は、東京都北区スペースゆう処務規程へ改正させていただきます。

次に第1条の東京都北区男女共同参画センター条例とあるのは、東京都北区スペースゆう条例に、また第1条からお示しの第5条まで、男女共同参画センターまたはセンターと記載の箇所については、全てスペースゆうに改めるものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この訓令は平成29年4月1日から施行させていただきます。

以上、第14号議案についてご説明申し上げました。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第6、第15号議案、「東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則」から日程第10、第19号議案、「東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正」までを一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第15号議案から第19号議案までにつきまして、一括してご説明をさせていただきます。

最初に第15号議案をお取りいただきたいと存じます。「東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則」でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんいただきたいと存じます。東京都北区立認定こども園の設置、不服申立制度の改定及び介護時間の新設に伴い、専決事項の整備を行うため、提出するものでございます。

改正内容でございますが、2ページ及び3ページの新旧対照表をごらんください。まず、第2条でございます。委員会の議決事案になりますが、第1項第6号で認定こども園設置に伴います追加、そして第18号で異議申し立ての削除でございます。この削除につきましては、平成28年6月から施行されました行政不服審査法改正を受けてのものでございます。

第3条から第5条、こちらは介護時間の新設に伴いまして、教育長の専決事案並びに部長及び課長の専決事案に介護時間を加える改正でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、施行期日でございます。この規則は公布日からの施行といたします。ただし、第2条第1項第6号、こちらは平成29年4月1日からの施行となります。

次に第16号議案から第19号議案でございます。これらにつきましては、第15号議案同様に、介護時間の新設に伴いまして、館長等の専決事案に介護時間を加える改正となります。

第16号議案の「東京都北区教育未来館処務規則の一部を改正する規則」では、教育未来館長の専決事項に介護時間を追加し、第17号議案、「東京都北区立教育相談所処務規則の一部を改正する規則」では、教育相談所長の専決事項に介護時間を追加。第18号議案、「東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則」では、飛鳥山博物館長の専決事項に介護時間を追加し、第19号案、「東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正」では、子ども家庭支援センター長の専決事案に介護時間を追加するものでございます。

それぞれの議案書の最終ページ、こちらに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。いずれも施行期日は第16号議案から第18号議案、こちらは公布日からの施行。そして第19号議案につきましては、令達日からの施行となります。

以上、第16号議案から第19号議案のご説明をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。5件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、5件の議案につきまして特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第15号議案から第19号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第11、第20号議案、「東京都北区立認定こども園条例施行規則」から日程第15、第24号議案、「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」までを一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、第20号議案、「東京都北区立認定こども園条例施行規則」についてご説明申し上げます。資料が当日の配付になり申しわけございません。

最終ページ、16ページをごらんください。説明でございます。幼保連携型認定こども園を開設するに当たり、必要な事項を定めるために、この規則案を提出するものでございます。

それでは、1ページをごらんください。第1条趣旨、第2条で認定こども園の定員、第3条で入園の資格といたしまして、1号認定子どもは4歳から、2号認定子どもは3歳からとしてございます。第4条、入園の時期。1号認定子どもは幼稚園と同じく4月を基本としています。第5条、入園手続きでございます。1号認定子どもは幼稚園、2号認定子どもは保育所の規定の例によるものとしてございます。以下、第6条利用時間の区分の変更、7条退園、8条保育の利用の解除、9条登園停止、10条届け出等、11条1号認定子どもに係る保育料の納付、還付及び減免、12条子育て支援事業、13条延長保育を利用する要件、以降第16条まで延長保育に関することについて、第17条、委任についてそれぞれ規定してございます。

付則でございますが、この規則は平成29年4月1日から施行するものとし、準備行為については、施行の前においても行うことができるといたしました。

なお、7ページから15ページにつきましては、それぞれの様式をお示しいたしました。

次に第21号議案、「東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則」についてご説明申し上げます。

9ページの説明をごらんください。東京都北区立認定こども園の管理運営に関し、必要な事項を定めるためこの規則案を提出するものでございます。

それでは、1ページをごらんください。第1条目的、第2条では学期及び休園日を定めてございます。学期につきましては幼稚園、そして小中学校と同様になってございます。休業日につきましては、夏休み期間や冬休み、春休み期間については、幼稚園と同様に規定いたしました。一部幼稚園と異なるところがございまして、開園記念日と都民の日は幼稚園のほうでは休業日となっておりますが、こども園においては2号認定子ども、保育を必要とする子どもはその日もお預かりすることになりますので、休業日と

せず1号認定の子どもも含め、通常どおりの登園といたします。

第3条臨時休業の報告、第4条園長の職務、第5条副園長、第6条保育教諭、第7条主任教諭、以下第18条まで区立幼稚園を含んだ東京都北区の学校管理に関する規則に準じた内容を規定してございます。

付則です。この規則は平成29年4月1日から施行するものといたします。

次に第22号議案、「東京都北区立認定こども園処務規程」でございます。12ページをごらんください。東京都北区立認定こども園の園長の権限に属する事務執行の効率的運営とその責任の所在を明確にすることに際し、必要な事項を定めるため、提出するものでございます。

それでは、2ページをお開きください。第2条ですが、園長の専決事案及び副園長の専決事案は、東京都北区学校処務規程を準用するとしてございます。以降、第3条専決に係る疑義等、第4条専決に係る報告、第5条園長が不在のときの事案の代決、第6条副園長不在のときの事案の処理、第7条事案の審議、第8条審議の代行、第9条後閲については定めてございます。

さらに第10条から第30条までは文書に関する事項を定めており、認定こども園についても小学校、中学校、幼稚園と同様の内容としてございます。

付則になりますが、平成29年4月1日から施行するものといたします。

次に第23号議案、「東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正」でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明をごらんください。東京都北区立認定こども園の設置に伴う規定の整備を行うため、提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、新旧対照表をごらんください。改定後ですが、2行目中ほどになりますが、東京都北区立小学校、中学校、幼稚園の次に認定こども園を追加するものでございます。

付則になりますが、平成29年4月1日から施行するものといたします。

次に第24号議案、「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」でございます。

1枚おめくりいただき、1ページ、説明をごらんください。東京都北区立認定こども園の設置に伴う規定整備を行うため、提出するものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページ、新旧対照表をごらんください。先ほどと同様に幼稚園の次に認定こども園を追加するものでございます。

付則になりますが、平成29年4月1日から施行するものといたします。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。5件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。それでは、5件の議案に対しまして特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第20号議案から第24号議案は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に日程第16、第25号議案、「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、第25号議案、「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」についてご説明申し上げます。大変長い件名になってございますが、マイナンバーの事務について規定するものでございます。</p> <p>北区のマイナンバーに関する条例に、就学のために必要な費用についての援助に関する事務等が追加されましたので、就学援助においてもマイナンバーを利用することが可能になりました。そこで、関係する規定の整備を行うものでございます。</p> <p>第2条に個人番号の利用に係る事務として、就学援助費、それから特別支援教育就学奨励費を上げてございます。これらの申請や、それに伴う審査等においてマイナンバーを利用するものでございます。</p> <p>付則になりますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第17、第26号議案、「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」から日程第24、第33号議案、「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」までを一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第26号議案から第33号議案までを一括してご説明申し上げます。始めに、第26号議案、「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。これにつきましては、国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用されるものの給与の取り扱いについて、必要な事項を定めるため、この規則案を提出いたします。

新旧対照表の2ページをごらんください。改正内容といたしましては、人事交流となっているのを人事交流等という形に修正するものでございます。付則になりますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第27号議案、「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

これにつきましては、介護時間の新設及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、委任事項の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

2ページ、新旧対照表をごらんください。改正内容といたしましては、区立学校職員で介護を行う職員の超過勤務免除の承認権限を教育長へ委任すること、10年経験者研修の名称を中堅教諭等質向上研修に変更すること、区立学校職員及び幼稚園教育職員の介護時間の承認権限を教育委員会から教育長へ委任するものでございます。付則ですが、この規則は、公布の日から施行するものといたします。ただし、第2条第1項第10号ロ及び同項第12号の改正規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものといたします。

続きまして、第28号議案、「東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。これにつきましては、介護時間の新設及び東京都北区立認定こども園の設置に伴い、委任事項の整備を行うため、規則案を提出するものでございます。

3ページ、新旧対照表をごらんください。改正内容といたしましては、区長部局のほうで同様の改正があったため、区立学校、区費職員の介護を行う職員の深夜勤務の制限承認の権限を教育委員会から教育長へ委任すること、及び区立学校、区費職員の介護時間の承認権限を教育委員会から教育長へ委任するというものでございます。付則についてですが、この規則は公布の日から施行するものといたします。ただし、第1条の改正規定のうち、「及び幼稚園」を「、幼稚園及び認定こども園」に改める部分に限り、施行日を平成29年4月1日からといたします。

続きまして、第29号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正

する規則」についてでございます。これにつきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正、及び介護時間が新設されたことに伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について、所要の改正を行うため、提出するものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。新旧対照表でございます。改正内容としては、一つ目は一般職員の支給月数が100分の95となっているのを100分の90に、管理職の支給月数が100分の115となっているのを100分の110に修正いたします。再任用一般職員の支給月数が100分の45となっているのを100分の42.5に、再任用管理職の支給月数が100分の55となっているのを100分の52.5に修正いたします。また、欠勤等日数に介護時間を追加すること、及び1カ月を超えない育児休業、換算後30日を越えない介護時間等、除算の対象外とする規定を追加いたしました。付則についてですが、この規則は、平成29年4月1日から施行することといたします。経過措置については、お示しのとおりとなります。

続きまして、第30号議案、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、必要な改正を行うため、この規則案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。多岐にわたっておりますので、ポイントだけお示しさせていただきます。改正内容は大きく分けて九つございます。

一つ目は、休憩時間の特例の対象のこの範囲について、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含めるように拡大するものでございます。

二つ目は、深夜勤務制限となる対象のこの範囲を同様に拡大するものでございます。

三つ目は、超過勤務制限となる対象のこの範囲を同様に拡大するものでございます。

四つ目は、要介護者を2週間以上にわたり介護を必要とするものとして、定義するものでございます。

五つ目は、育児時間の中の生児という表現を子に修正するものでございます。

六つ目は、介護休暇の取得可能期間の上限を拡大するものでございます。

七つ目、新たに規定された介護時間の取得に関する細かい規定を定めるものでございます。

八つ目、慶弔休暇のこの範囲を同様に拡大するものでございます。

その他改正に伴って、様式を修正するというものでございます。

付則についてですが、この規則は、公布の日から施行するものとし、経過措置については、お示しのとおりとなります。

続きまして、第31号議案、「東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部改正」についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、介護時間が新設されたことに伴い、委任事項の整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。改正内容といたしましては、区立学校に職員の介護時間の承認権限を教育長から副校園長へ委任するものでございます。

続きまして、第32号議案、「東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正」についてでございます。

本議案につきましては、介護時間が新設されたことに伴い、委任事項の整備を行うため、この訓練案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。改正内容といたしましては、副校園長の介護時間の承認権限を教育長から校園長へ委任すること、及び区立学校職員の介護時間の承認権限を教育長から副校園長へ委任することでございます。

最後に、第33号議案、「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」についてでございます。

本議案につきましては、介護時間の新設に伴う規定整備等を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

改正内容としては、五つございます。

出勤記録の中に介護時間を追加いたします。また、出勤簿整理の中に介護時間を追加いたします。三つ目、出勤簿整理の中の半日単位が「出」という表示となっているのを「半出」という表示に修正いたします。四つ目は、休日の出勤が「半出」という表示となっているのを「出」という表示修正いたします。五つ目、出勤簿整理の中に勤務を割り振られない日が「非欠」という表示になっているのを「非出」という表示に修正するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。

清正教育長 説明ありがとうございます。それでは、以上8件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森岡委員 教育長

清正教育長 森岡委員

森岡委員 参考に聞かせてほしいのですが、26号議案の新旧対照表で、人事交流のところに線が引いてあって、直すと人事交流等になるんですけど、何となくファジーな感じがするのですが、具体的に何か想定されていることはあるんですか。

教育指導課長 等と書いてある部分でございますね。

森岡委員 そうです。

教育指導課長 これにつきましては、これまでは幼稚園の教育職員につきましては、区と区の中で人事交流を行ってまいりましたが、このたびは区と区ではなくて、国に派遣をしている教員等がおりまして、国から区のほうへ戻ってくる際に、そういった人事交流もあるというところで、人事交流等となっております。特に、北区については該当はございません。

清正教育長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、ただいまの8件の議案に対しまして、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、第26号議案から第33号議案は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第25、第34号議案、「東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則」及び日程第26、第35号議案、「東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

それではまず、第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

恐縮です、4枚おめくりいただきまして6ページをお開きください。説明欄です、予約システム導入に伴い、様式の整備を行うため、この規則案を提出させていただきます。

ご承知のとおり、学校設備使用でございますけれども、今現在、四連紙の申請書をつくりまして、そちらで設備使用の際には手で書いていただいて、そして全て手処理という形を今取っております。その一部をコンピューター化することになりまして、これを行く行くは将来的には今の地区体育館が行っているように、インターネット上で取れるような形にしたいのですが、今回はそこまで参りませんで、内部の事務処理をコンピューター化することでございます。

具体的には、大変恐縮です、新旧対照表の8ページ、9ページのところをお開きください。今8ページの下のほう、こちらが現行のものでございますけれども、これが上に行きまして、これが手書きのものでございます。この手書きのものと、これが項という様式になっておりまして、その左側9ページ、第1号様式ポツ、こちらがコンピューターで打ち出したときの申請書でございます。生涯学習学校地域連携課におきましては、その窓口で受け付ける際には、口頭で相手から項目を聞き取りまして、入力をしてこのコンピューターでポツのほうを打ち出しまして、こちらに来た方には署名だけしていただくという形で受付をするということになりました。

これによりまして、これまで全て受付、それから使用の回数、件数等は手で処理していたものがコンピューターに入力されることによりまして、全てそれがコンピューター

の処理になると、内部的にはですね。ただ、実際に区民の方はこちらに来て手続きを取っていただくのは変わりませんので同じなのですが、これをまず第1弾と行いまして、今後さらにこのシステムをより活用することによりまして、最終的には先ほど申し上げたとおりのインターネット等を通して使えるような形に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

今回、その第1弾ということで、この様式の変更のため、すみません、7ページでございますが文章の部分の改正でございます。それぞれ学校設備使用申請書のところを使用申請書として改めさせていただきまして、それぞれ先ほどお示した1号様式、2号様式を新設するものでございます。

6ページです。右側、附則、この4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、35号議案でございます。東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目です。説明欄です。区立紅葉小学校の適正配置に伴い、同校体育館のスポーツ利用を廃止するため、この規則案を提出するものでございます。

次の新旧対照表をごらんいただければと思います。学校設備使用の特例といいますか、先ほど申し上げた地区体育館としてのものと、もう一つがこのスポーツ利用という形でのものがございます。こちらは今現在15校が対象となっております。地区体育館は基本的に面積が大きくて、そしてシャワー等の設備が整っているもの10校を指定しておりますが、それ以外のものとして15校にこのスポーツ利用のほうを規則で定めまして、区民に利用をお願いしているところでございます。

そのうちの今回紅葉小学校がご承知のとおり、滝野川もみじ小学校という形で統合されます。ですので、本来でしたらこの紅葉小学校を削除してここに滝野川もみじ小学校を入れればいわけなんですけれども、実は滝六小学校でかなり設備使用が行われておりまして、これをこういった形で利用に供しますと、もともと使っていた紅葉小学校の利用団体と、そして滝野川第六小学区で既に使っていた団体とで使用が競合しますので、それを調整するために学校側に裁量権のある、いわゆる一般の学校の設備使用にさせていただきたいということで、2校が1校になりましたので、各団体を1校で対応していかなければいけないものですから、このスポーツ利用からは廃止をいたしまして、一般の学校設備使用で対応していただくという形にするために、この廃止をさせていただくものでございます。

以上、34号、35号議案のご説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、2件の議案に対しまして、特に反対意見はないよ

うですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、第34号議案及び第35号議案は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第27、第36号議案、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」の策定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子どもの未来
応援担当副参
事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当副参
事

それでは、第36号議案、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」の策定について」、ご説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、説明欄のほうをごらんください。（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画策定の検討につきましては、子ども未来部内に検討会を設け、学識経験者や関係する区理事者から知見、件をいただきながら計画の中間まとめを取りまとめました。そして、中間の目途に対するパブリックコメントの実施など、広く区民等からの意見をいただくとともに、平成28年度の第2回北区総合教育会議では、貧困の連鎖の解消を目指し、教育委員会と区長部局が一体となって取り組みを推進することが確認されたところでございます。

このたび、これらの手続きを経まして「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困に関する支援計画）」として確定することについてお諮りするものでございます。

なお、別添資料といたしまして、最終案のほうをつけさせていただいておりますが、総合教育会議でお示した計画案から文言等の整理を若干させていただいておりますが、大きな変更点はございません。なお、今後の予定でございますが、本日ご承認をいただいた後、製本いたしまして、庁内各課を初め、学校等関係機関に配付させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に日程第28、第37号議案、「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
清正教育長	<p>それでは、第37号議案についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、教育委員会事務局職員で課長級以上の人事についてでございます。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきますと、それぞれ部長級から以下教育委員会の事務局職員課長級以上の人事ということで、お示しをさせていただいております。</p> <p>上段が教育委員会での新たな職、それから氏名、現在の職、備考という内容となっております。ご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に日程第29、第38号議案、「東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、平成29年度の東京都北区立幼稚園長・副園長の人事についてご説明申し</p>

上げます。

1枚お開きください。新しく滝三幼稚園長に現荒川区教育委員会事務局、小山勉指導室長が転入いたします。滝野川第三小学校長と兼務でございます。

また、さくらだこども園長に現さくらだ幼稚園、服部晶子園長が着任することになっております。

副園長につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。日程第30、報告第15号、「北区と協力協定を締結している近隣大学生の文化センター利用時の取扱いについて」、事務局から説明をお願いいたします。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

それでは、お手元の北区と協力協定を締結している近隣大学生の文化センター利用時の取扱いについてをごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、まず概要でございます。現在、北区立の文化センターですけれども、利用できる団体は「十名以上の団体で、その半数以上が区内に在住、在勤または在学の者」という定めがございます。

このたび、北区と協力協定を結んでおります近隣大学の学生につきまして、これと同様の取扱いとさせていただきます。その方々を区内在学というふうに読みかえまして、これを適用させていただければということでございます。

2番が現状です。中央公園及び滝野川文化センターでは、北区外の大学のサークル等から利用したいという旨の問い合わせがあるところでございます。先ほどの規定のとおりで、利用ができない場合が多いものですから、北区と包括協定を結んでいる、例えば家政大学、それから東洋大学、そういったところにつきましては、今後利用を認める形でそれぞれの例えばダンスをしたり、ピアノのある設備等が使いたいという、そういった

た希望があるものですから、他の利用者の方の圧迫にならない範囲の中でやらせていただければと考えたところでございます。

今後の運用ところにその内容が入っておりますけれども、まずは今文化センターは社会教育登録団体が2か月前にとることが可能となっております。一般の方は1か月前ですので、この学生につきましても1か月前からの一般の団体と同じ形をお願いをしたいというところでございます。具体的にそこにあります家政、それから女子栄養大学、すみません、先ほど東洋と間違えて言ってしまいました、帝京大学、この学生さんにつきまして、この利用を認めさせていただきたいというものでございます。

なお、利用料金につきましては、一応五割という形で学生に配慮した形の利用料金を設定したいと考えております。

期待される効果ですが、若く活気にあふれた文化・芸術活動がなされることにより、施設に活気がということでございます。文化センターの利用者はかなり高齢の方が多いためです。何か交流でもそこで深まればという期待も含めまして、このような形で今後の取扱いをさせていただきたいというものです。

以上、ご報告とさせていただきます。

清正教育長

報告ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

今、ご説明いただいた3番のところですが、例えば家政大とか、女子栄養大とかに在学している学生さんは、そこにありますように教育委員会が特に必要と認めるものとして適用して区内在学とみなすわけですね。

そうすると、その後の会員の半数以上が在住、在学、在勤となる団体については、というのが、ちょっとその文章がわからないのですが、とにかくその大学の人たちが申し出た場合は、区内に在学している人とみなすわけですから、半数以上と言う数字は何かあるのでしょうか。例えば、区内在学とみなし、平成29年4月1日以降はこうですよというので、いいような気がしました。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

すみません、説明がちょっと不足いたしました。例えばですが、幾つかの大学にまたがってつくっているようなサークルとかがあるのではないかなと。学生さんたちのグループというのは、結構緩やかなので、そういった場合ということも考えての内容でございます。具体的にこれを明文化するわけではありませんので、内部的な取扱いという形

になりますが、そういうことで区内在学とみなして、その人たちをカウントして、全然関係のない大学から来ている方がもしいた場合でも、過半数あればいいというような形、そういうようなことです。

清正教育長 ほかにかがでしよう。

森岡委員 教育長

清正教育長 森岡委員

森岡委員 東洋大学やお茶の水女子大学はどうなるのでしょうか。

教育振興部長 教育長

清正教育長 教育振興部長

教育振興部長 今回、学部が東洋大学につきまして、その学部の学生は基本的には在学というみなし方でございます。

後、まだ協定を結んでおりませんが、お茶の水大学が包括協定を結ぶという、準備が今あるというふうに聞いております。近隣ではちょっとないかもしれませんが、こちらについても北区と提携しているので、もし必要があればということで、この中に含めていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

清正教育長 ほかにかがでしようか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第31、報告第16号、「後援・共催事業に関する報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、「後援・共催事業に関する報告」について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが表紙を1枚おめくりいただきますと、今回は記書き以下名義使用承認

報告が2件、事業実績報告が12件となっております。

まず、1件目でございます。事業名が「駿台ジュニア天文教室」。主催者が学校法人駿台学園でございます。お示しのとおりの内容で、駿台学園中学校・高等学校の地学室で行われます。

2件目でございます。事業名が「映画「天使のいる図書館」」で、主催者が株式会社ユナイテッドエンタテインメントでございます。こちらにつきましても、お示しのとおりの内容で行われるものでございます。

以上が名義使用承認報告でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページ以降、こちらが事業実績報告でございますので、ご高覧いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成29年第3回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。